

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

本改正のねらい

生息数が著しく増加した一部の鳥獣(シカ、イノシシ等)による農林業、自然植生への被害の多発

生息数が著しく減少した鳥獣等の存在

狩猟規制の見直し
鳥獣の保護施策の強化

改正の骨子

1. 地域における鳥獣の生息状況の変化等を踏まえた狩猟規制の見直し

休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例

農林業被害を防止するため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域において特定鳥獣(シカ、イノシシ等)の捕獲等を行うことができることとする。

狩猟免許の区分の見直し

鳥獣による農業被害を防ぐことを目的にわな猟を行おうとする農家等の狩猟免許の取得促進のため、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分する。

適切な捕獲等を進めるための入猟者承認制度の創設

生息数が増加している狩猟鳥獣について、捕獲禁止措置の緩和が求められていること等から、都道府県知事等の事前承認を受けることにより、一定の区域等において当該鳥獣の捕獲ができることとする。

わな猟に係る危険防止のための制度の創設

人への危険予防の見地から、危険性の高いわなについて、その使用を禁止、制限する区域を指定することができることとする。

網及びわなへの設置者の氏名等の表示義務付け

網及びわなの違法な設置を的確に防止するため、すべての網及びわなについて、その設置者の住所、氏名等の表示を義務付けることとする。

2. 鳥獣の保護施策の強化

鳥獣保護区における保全事業の創設

国及び都道府県は、鳥獣保護区において、鳥獣の生息環境改善のための施設を設置する等の事業を行うこととする。

輸入鳥獣の識別措置

鳥獣の違法捕獲又は違法輸入を防止するため、適法に輸入された鳥獣に環境大臣が標識を交付する制度を導入し、当該標識の装着を義務付けることとする。

狩猟を活用したきめ細かな鳥獣の保護管理
狩猟の担い手の確保

鳥獣保護区の機能強化
鳥獣の違法捕獲の防止

人と鳥獣が共生できる社会の構築